

# ICカード特約

2020年4月1日 改定

## 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約はたかしんキャッシュカード規定および法人キャッシュカード規定（以下「当金庫カード規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

## 2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫所定のICカードが利用できる預金機（以下「ICカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
- ② 当金庫所定のICカードが利用できる支払機（以下「ICカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫所定のICカードが利用できる振込機（以下「ICカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

## 3. (ICカードの有効期限)

- (1) ICカードの有効期限は、ICカード上に表示された年月の末日までとします。
- (2) ICカードの有効期限経過後は、ICカードの利用はできません。
- (3) ICカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいICカードを事前に送付します。有効期限が到来したICカードは、本人の責任においてICチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ廃棄してください。

## 4. (ICカードの発行時における手数料の取扱い)

- (1) 新規発行、更新、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料（以下「ICカード発行手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) ICカード発行手数料は、ICカード発行時に、通帳および払戻請求書なしで、そのICカードを発行した預金口座から自動的に引落します。

## 5. (ICカード以外のカードへの変更)

ICカードの利用をやめ、ICカード以外のカードに変更する場合には、当金庫所定の窓口に出してください。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。

## 6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上